大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、府内の病診連携の推進による在宅医療への復帰促進および地域に必要な医療機関の機能分化に資するため、予算の定めるところにより、大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、府内の在宅医療を行う医療機関に対して医療情報を提供するために情報連携システム（以下「病診情報システム」という。）を導入する病院の取組みのうち、病診情報システムの導入及び導入した病診情報システムを既存システムに対応させるための改修並びに、既存の病診情報システムの機能の追加や拡充を伴う更新に関する事業とする。なお、補助事業を行う際は、二次医療圏単位で原則一つの地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連ＮＷ」という。）を構築する（既に圏域内に地連ＮＷが整備されている場合、当該地連ＮＷと連携させる）こととして、圏域の保健医療協議会等において計画を示すこと。

（補助対象事業者）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業者は、別表の第１欄に定める者（以下「病院」という。）とする。

（補助対象経費）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第２欄に定める経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

第５条　交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　(1) 前条に規定する経費の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と別表の第３欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

　(2) (1)により選定された額に別表の第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（事業計画書等の策定）

第６条　補助金の交付を受けようとする病院は、知事に対し、大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金事業計画書（様式第１号）に関係書類を添付して、その定める期日までに提出しなければならない

（事業計画の変更申請）

第７条　前条の規定より提出した事業計画書に変更がある場合は、知事に対し、大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金事業変更計画書（様式第２号）に関係書類を添付して、速やかに提出することにより行わなければならない。

（補助金の交付の申請）

第８条　規則第４条第１項の申請は、大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

　(1) 要件確認申立書（様式第３－２号）

　(2) 暴力団等審査情報（様式第３－３号）

　(3) その他知事が必要と認める書類

２　ただし、前項(1)及び(2)の提出書類について、補助事業者が次の団体であるときは、提出を要さない。

　(1)独立行政法人、地方独立行政法人

　(2)国立大学法人

　(3)特殊法人

　(4)公益社団法人、公益財団法人

　(5)その他、知事が認めるもの

（経費配分の軽微な変更等）

第９条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、「２以上の費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合」の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第４号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第10条　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

　(1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

　(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

　(3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。

　(4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

(9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等地方公共団体における手続に準拠しなければならない。

(10) 補助対象に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受領した日から起算して30日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告等）

第12条　規則第12条の規定による報告は、大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金実績報告書（様式第５号）に関係書類を添付して、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月30日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。

（補助金の交付）

第13条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大阪府地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業補助金交付請求書（様式第６号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（検査）

第14条　知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別途定める。

　附　則

１　この要綱は、平成27年１月21日から施行し、平成26年12月24日から適用する。

２　この補助事業は、平成32年度までを目途に予算の範囲内において実施する。

　附　則

　この要綱は、平成27年３月18日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

　附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和元年10月７日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和３年６月９日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和６年11月25日から施行する。

別　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　事業者 | ２　対象経費 | ３　基準額 | ４　補助率 |
| 府内に所在する医療法第１条の５に定める病院 | 第2条に規定する補助事業に必要なサーバやネットワーク機器等の経費（備品購入費、需用費、使用料及び賃借料、工事請負費、委託料）。ただし、需用費並びに使用料及び賃借料は病診情報システムの導入に係るものに限る。 | 40,000千円 | ２分の１ |